

## 「群馬県温泉事務指導要綱」の一部改正について

### 1 改正の背景及び目的

「群馬県温泉事務指導要綱」は、温泉法（昭和23年法律第125号）、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）及び群馬県温泉法施行細則（昭和43年群馬県規則38号）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的としている。

本指導要綱は、平成22年4月1日の一部改正以降、見直し等が行われていなかったが、現状の実態に即した温泉行政を推進するために一部改正をするものである。

### 2 改正案の主な概要

#### （1）「地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準」の統合

地熱発電開発に伴う掘削等の申請があった際に、適切な指導を行うために策定した取扱基準を、本指導要綱に統合する。

#### （2）いわゆる「代替掘削」の申請に係る規定を追加

代替掘削の申請に係る一定のルールを作り、統一した指導を行う。

#### （3）これまで規定されていなかった事務処理の方法について規定

温泉の定期的な分析の結果、泉質が変化した場合等や、温泉利用許可済証を紛失等した場合等の際に、統一した手続きがとれるよう新たに規定する。

#### （4）その他

表現の統一等を図るため、語句修正をする。

### 3 施行日

平成31年4月1日（予定）